

【足立区労働報酬審議会】会議録

会 議 名	令和4年度 第1回 足立区労働報酬審議会		
事 務 局	総務部 契約課		
開催年月日	令和4年9月9日（金）		
開催時間	午後2時00分 ～ 午後3時50分		
開催場所	足立区役所11階 契約課入札室		
出席者	渡部 典子 会長	小倉 絵里 副会長	田中 克己 委員
	設楽 潔 委員	村上 友一 委員	早川 勝久 委員
欠席者	なし		
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>議案第1号 令和3年度公契約条例適用契約に関する労務台帳の提出状況について</p> <p>議案第2号 令和4年度公契約条例適用契約について（予定）</p> <p>議案第3号 公契約条例アンケートの実施について</p> <p>議案第4号 令和4年度労働報酬下限額答申に付した意見の検討状況について</p> <p>議案第5号 令和5年度労働報酬下限額の積算方法等について（案）</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>		
資料	審議資料		
その他			

(審議経過)

1 開会

【総務部長挨拶】

2 議事

◆会議の公開について

○渡部会長

審議会は公開としていますが、非公開情報とされているものに関する質疑があった場合には審議会を一旦中断し、議事を非公開としたいと考えますがいかがでしょうか。

—全委員了承—

◆議案第1号 令和3年度公契約条例適用契約に関する労務台帳の提出状況について

◆議案第2号 令和4年度公契約条例適用契約について(予定)

【契約課長が議案について説明】

○早川委員

席上配付資料の最後の頁、普通作業員と軽作業員の割合があります。前回お願いしたときに未熟練の割合も載せてほしいといった記憶があるのですが、今回それが載っていませんでした。次回の審議会では、各現場ごとに普通作業員、軽作業員、さらに未熟練の作業員の割合も載せて作成していただきたいと思っています。

○工事契約係長

未熟練の割合については、私どもの認識が漏れており、申し訳ありませんでした。次回は用意させていただきます。

○早川委員

工事の令和4年度適用契約が2件ですが、例年に比べて少ないという印象ですが、何か

理由があるのですか。

○工事契約係長

今年、第2回の議会定例会に上がった案件はこれだけでしたが、第3回定例会で現在お諮りしている案件が10件ほどありますので、これから増えてまいります。

○早川委員

これからということですね。わかりました。

◆議案第3号 公契約条例アンケートの実施について

【契約課長が議案について説明】

○早川委員

14頁の事業者向けのアンケートの間6、この設問は適用範囲を広げるべきかどうかということですが、公契約条例は行政と使用者と労働者の三者に深く関りがあると思います。労働者向けのアンケートでは、この間6に似た設問がありませんでした。労働者向けにも、公契約条例が始まって、どういう捉え方をしているかということを入れた方がいいと思うのですが。労働者にとっては理解しづらい内容ですので、工夫は必要だとは思いますが。

○契約課長

設問をそのまま持って行ってもわからないですね。

○工事契約制度改善担当係長

前回の審議会でご審議いただいたときに、労働者は公契約条例とはというあたりを、あまり意識して働いていない、設問は平易で簡潔にというご意見をいただきましたので、問

6は事業者向けに限らせていただきました。回収率をできるだけ高くするために、設問数もなるべく少なくして負担にならないようにということで考えておまして、これ以上設問数を増やすと、回収率も下がってくるだろうということも考慮しまして、6頁3枚以内に抑えさせていただきます。

○早川委員

24頁の答1-3の二つ目、下請け〔足立区と契約している会社（元請け）から仕事を請け負っている会社〕となっていますが、この説明では一次下請だけということになるので、二次以降の労働者は迷ってしまうと思います。もう少し工夫が必要ではないでしょうか。

25頁の答2-1、職種、経験年数を書く欄がありますが、年齢を加えてはどうでしょうか。40歳位など中途で入ってくる人もいますので、入れた方がいいと思います。

同じ頁の答2-3、働いている時間数を書く欄がありますが、余白に現場入場何時、現場退場何時と書く欄を入れてほしいと思います。この書き方では、休憩時間を入れて書く人もいるし入れないで書く人もいると思いますが、現場の入退場時間があれば、おおよその実態がわかるので、入れていただきたいと思います。同じく答2-4、月給制の括弧書きの1月、これは1か月だと思います。

26頁の問3-1、「あなたがいま働いている足立区の現場は、区が定めた金額」、この「金額」を、「最低賃金（労働報酬下限額）以上の賃金」というように、もし可能であればお願いしたいと思います。

同じ頁の問3-2、労働報酬下限額以上の賃金、これは労働者にとってなじみがないものだと思うので、問3-1で使われているような区が定めた最低賃金以上の賃金とした方

が、わかりやすいと思うのでお願いしたいと思います。問3-3も同様です。

28頁のキャリアアップに関する設問ですが、労働者の中には建設キャリアアップカードはまだなじみがないので、カードの画像を入れ込んで、このカードを持っていますかとした方がわかりやすいので、お願いしたいと思います。

○工事契約制度改善担当係長

ご指摘の点は参考にさせていただきますが、一点お話をさせていただきます。25頁の2-3、入退場時間ですが、そういう表現の方が1日平均何時間というよりもわかりやすいでしょうか。もしくは両方を併記した方がいいでしょうか。

○早川委員

両方併記した方がいいと思います。

○工事契約制度改善担当係長

なるべく簡単にとのご意見により作成しております。細かく時間を書くというのはどうでしょうか。

○小倉副会長

休憩時間を除くと書くのではいかがでしょうか。

○工事契約制度改善担当係長

そのような表現の方がよろしいかと思いません。答える箇所をなるべく少なくしたいということがあります。キャリアアップカードにつきましては、間に合いませんので、これはご了承いただきたいと思います。

○契約課長

ご指摘いただいた24頁の答1-3の二つ

目ですが、足立区と契約している会社以外から仕事を受けている場合ということですね。そのようにストレートに書いてしまった方がわかりやすいですね。それと25頁の2-3、ご意見の趣旨は働く時間帯を把握したいということでしょうか。それとも実労働時間数でしょうか。

○早川委員

実労働時間数です。

○契約課長

ご意見をいただきましたが、総労働時間から休憩時間を除く時間ということで、注書きさせていただきたいと思います。また、26頁の間3-1、区が定めた金額というのを最低賃金（労働報酬下限額）にということについては、そのような文言で整理させていただきます。

○田中委員

前回申し上げましたが、事業者はパソコンを使うと思います。簡単にアドレスがわかるようにしていただきたいと思います。それと問13の意見欄ですが、これはいくらでも書けるようになっていきますね。いろいろ書きたいというときに、紙に書く人は少ないかもしれませんが、意見を別に印刷して添付しても構いませんか。ネットの場合は、下にずっと改行できることが前提ですが、紙の場合は、印刷したものを添付してもいいようにしてはいかがでしょうか。

○契約課長

事業者向けアンケートは対象がわかっており、これとは別にメールで送ることは難しいので、対応させていただきたいと思いません。問13については、データをずっと打ち

込んでいただいても構いませんし、紙の場合も別紙を添付していただくのも構いません。

○小倉副会長

早川委員のご意見で14頁の事業者向けのアンケートの間6を労働者向けにも入れてはどうかということについて、その方がいいと思うのですが、単なるアンケートの順番の話ですけれども、こういった内容が冒頭にきてしまうと、労働者には、難しい、時間がかかりそうという思いになりそうな気がします。今回工夫をされて簡単に答えられそうなアンケートの形で前半始まっていますので、それくらいなら答えようかなという気持ちでスタートできると思います。後半に持っていくことで、乗ってきて、それは気になっていた、もう少し幅広くなったらいいなと思う人は、最後の方で書いていただけるのかなと思いますので、難しそう、時間がかかりそうと思われそうなものは後ろに持っていった方がいいと思います。

○契約課長

事業者向けアンケートの間6は、公契約条例の認識はあると思いますので、この位置にするとしまして、労働者向けについては、先ほどのやり取りでは、設問は増やしたくないということでお答えはしましたが、この質問は重要だという意味では、質問を簡便にして、かつ最後に持ってくる……

○小倉副会長

わかる人は是非答えてほしいと、しかし、わからないからアンケートをやめてしまおうというのはもったいない気がしますので、わからないから最後は答えられなかったくらいに……

○契約課長

この質問をどの程度まで噛み砕くか。公契約条例というのがあるのを知っていますかとか……

○田中委員

後で小倉副会長と調整していただいて……

○契約課長

お任せいただけるということであれば、後で調整させていただいてまとめさせていただきます。

○田中委員

事業者の対象は、公契約条例適用工事の経験者ということですが、拡大するという話になると、今は適用になっていないが今後なるかもしれないという事業者には必要ないですかね。

○契約課長

対象については8頁のとおりです。

○田中委員

広げようという動きになったときに、改めて聞けばいいですかね。

○契約課長

現状で労務台帳の作成をやっている方の経験等に基づいたアンケートをまずやらせていただくということでしょうか。課題抽出でそのあたりの声が広がってくれば、調査ということが必要になってくるかもしれないと思います。

○田中委員

13頁の負担に感じている感じていないという話の延長で、経験した方の、そこにかか

った事務量、費用、それに関する設問はありませんよね。

○工事契約制度改善担当係長

12頁の4-1で対象は何人いるのかを聞いて、4-2で1か月どれくらいの時間がかかるのかを聞き、一人当たりの作成に要する時間を割り返して把握したいと考えています。費用については、事業者ごとに状況が違うので、難しいのかなというところです。

○田中委員

今までのご説明で、予定価格に対する公契約条例に対応する費用は入っていないと。入っていない理由はわからないからということでした。これならわかるのではないのでしょうか。せっかくアンケートをやるので、これだけかかっているということを事業者は言いたいのではないのでしょうか。最後の問13でいえるのですが。実際に費用はかかっている、我々がJVをやっていると、JVから会社に払われている費用があるので、そういったものが表に出てくると、行政の方に気付いてもらえる、それなら予定価格に入れなければいけないとなっていくといいと思います。

○工事契約制度改善担当係長

どれくらいの人件費がかかっているのか、実態を把握したいということです。

○田中委員

ここから割り出せてこうできますということであればいいのかもしれませんが。実態を把握したうえで、その先に進んでいただければということです。

○小倉副会長

アンケートなのでいくらというのはなかなか

か難しいかもしれません。アンケートによくあるのは、いくらからいくらまでというテーブル、幅で答えてもらう方法ですね。

○田中委員

月々いくらというようにですかね。

○小倉副会長

月々の負担はいくらからいくらまでか、金額ですね。ここで述べ人数と時間数が出ていて、人工が必要であれば月に何人くらいかかっているか、金額にするのであれば、テーブルがあった方が、丸をつけてもらうくらいであれば、おそらく丸をつけていただけて、横に括弧書きがあれば、入れたい人は詳細に書いていただけるのではないのでしょうか。金額と人工と時間が出ていれば、割り戻して把握ができるのではないのでしょうか。

○田中委員

ありがとうございます。是非やっていただければと思います。今回の事業者は15なんですね。

○工事契約制度改善担当係長

工事はですね。工事につきましては、施工体系図から下請事業者をピックアップして、そちらにも可能な限り実施したいと考えています。しかし、労務台帳が全て出ているわけではないので、どれくらいの事業者数になるのか、労働者数もどれくらいになるのかはわかっておりません。そうした中で全数調査にするのか抽出調査にするのかも課題と考えています。

○契約課長

対象をどこまでにするかですが、公契約条例適用の現在の事業者と労働者は8頁記載の

とおりです。それでどうするか、ご意見をいただければと思います。28年度は抽出でしたね。

○工事契約制度改善担当係長

1事業者あたり10～20名の実施でした。例えば工事では20契約あり、総数は320でした。

○契約課長

やり方としては全数なのか、15事業者ある中で例えば10抽出するのか、あるいは全事業者を対象に前回のように1事業者10名程度にするのか。3パターンなのかと思います。

○早川委員

リアルなデータが必要なのであれば全数調査ではないのでしょうか。数は多い方がいいのではないのでしょうか。

○工事契約制度改善担当係長

やり方としては3パターンが考えられるところなんです。その中で全数調査をやるとなると、ボリュームが明確に把握できていないということで、どこまで追えるのかということがあり、不安要素ではあります。現状はこうですということとして、やめましょうということは今のところ考えておりませんが。

○契約課長

全数調査ということでも我々は頑張らせていただきます。しかし、お配りするところなどで事業者を始め皆さんのお力をいただきながらということになりますので、その辺を含んでいただければ、全数調査をやることにはやぶさかではありません。おっしゃるとおり数は多い方がいいのだと思います。いかがで

しょうか。

ー委員より了承の声ありー

○契約課長

受けていただけるということであれば、その方向で進めたいと思います。

○工事契約制度改善担当係長

学校の建築のように大規模なところになると、配るだけでも相当な負担になり、事業者のご理解は欠かせないため、お諮りさせていただきました。

○田中委員

全数というのは、今までに従事してきた作業員みんなですか。

○工事契約制度改善担当係長

それは難しいので、区切ったその時点で現場に入っている方ということになります。

○田中委員

15というのは、4年度適用工事、現在の2にこれから13増えるということですね。

○工事契約制度改善担当係長

現在も工事が続いているもので、2年度の1、3年度の12、4年度の2、合計で15です。

○契約課長

基準日を設けて、その時点で工事が行われているところで実施させていただくということです。

○田中委員

事業者は、その時点で終わっていても、い

いのではないのでしょうか。そこは逆に広げた方がいいかもしれませんね。作業員には現場に入っていないと聞けないでしょうが、事業者には終わっていても聞けますよね。皆さんに聞いたらいかがですか。

○契約課長

データを多くとるところでは意味があると思います。

○田中委員

よろしくお願いします。

○契約課長

倍くらいにはなると思います。

○田中委員

それくらい広げていただいた方がいいと思います。

○小倉副会長

現場でQRコードをポスターなどに掲載していただければ、紙の配付が漏れたとしても裾野は広がると思います。

○工事契約制度改善担当係長

今回のアンケートは紙とウェブを併用する形をとるので、重複の回答をはじくように整理番号をアンケート用紙に入れて、ウェブにもその整理番号を入れて回答してもらうよう考えておまして、また、回収率を出す上で誰でも回答できるということになると、回答数の母数が不鮮明になるということで、基本的には一人一人にアンケート用紙をお渡しして紙かウェブで回答してもらう形を考えた次第です。

○田中委員

事業者向けの話に戻りますが、一次、二次、三次の各会社へ送るのですか。

○工事契約制度改善担当係長

区の職員が定例会等のときに一括して現場代理人にお渡しして、それには事業者用と労働者用が含まれていて、それをお配りいただくように考えております。

○田中委員

その整理番号を事業者が管理しなければならないのですか。

○工事契約制度改善担当係長

管理する必要はないです。

○田中委員

各協力会社に渡されて、さらに下があればその協力会社から渡してもらう形ですか。

○工事契約制度改善担当係長

現場代理人に労をとっていただき三次下請などまで、個別に渡していただければ、それでも構いません。一次下請に下の分まで含めて渡していただくのでも構いませんし、こうして下さいというお願いはしづらいと思っております。その辺は現場代理人にお任せする形になると考えております。

○田中委員

イメージはできました。

○小倉副会長

回収はどうですか。

○工事契約制度改善担当係長

回収は返信用の封筒で区に直接届くか、ウェブで集計するかのだけになります。お配りい

ただくところだけ、元請けの方にはご負担をおかけしますが、お願いすることになります。

○田中委員

協力会社から直接回答していいのですね。

○工事契約制度改善担当係長

返信用封筒で区に直接届くことになりま

○契約課長

配り方も含めて、もう少し詰めなければならぬ部分も出てくるかもしれませんが、相談させていただきながら進めさせていただきたいと思います。

◆議案第4号 令和4年度労働報酬下限額答申に付した意見の検討状況について

【契約課長が議案について説明】

○早川委員

労務台帳に関してですが、公契約条例を制定している自治体が広がっている中、労務台帳の提出を絶対とする自治体と労務台帳は提出しなくてもいい、その代わりチェックシートでやればいいとする自治体、二つに分かれています。となれば労務台帳の提出は絶対ではないのかなと考えています。労務台帳の目的というのが、そこで働いている労働者の下限報酬額がきちんと支払われているかどうかの確認のための書類であると認識していません。そこで足立区の中で条例ができて8年くらいがたって、何百人、何千人分かが提出されていて、おそらく下限額以下ということで提出されている労務台帳はないと思います。行政から元請に対してこの現場は公契約条例適用だから下限額を守りなさいということ

いていますので、当然、下限額を下回る労務台帳はない。もし下限額を下回る労務台帳が出ているのであれば、この場で審議の対象になっています。そうであれば、労務台帳の存在はどのなのだろうか。事業者側には労務台帳の作成が大きな負担になっていることなので、改めて労務台帳そのものを今後も続けていくのかどうか、私はチェックシートだけでいいのかと思います、前回もいいましたが。

○契約課長

足立区ではその辺りをきっちりやるということでスタートしています。チェックシートというのが後発の自治体ではトレンドになっていますし、事業者の負担ということもあります。しかし、労務台帳がないと本当に支払われているのが管理できませんので、そこをどう担保していくかですね。作成していただくのを前提として、行政としてどういうタイミングで見させていただくのか。今は必ず出してくださいとなっていますが、何年かごとにするなど……

○早川委員

しっかり支払われているかどうかの担保については、足立区では通報制度があり、もし支払われていなければ行政に通報することができます。それが活かされていれば、何年かに一回でもいいのかなと思います。労働者側がかねてからいっているのは、適用範囲の拡大です。工事では1億8千万円以上を1億円以上ということ。事業者からは労務台帳作成の負担があるので、拡大は難しいのではないかとことですが、もし労務台帳からチェックシートにということになれば、適用範囲を拡大してもいいということになるのではないのでしょうか。

○田中委員

簡易化は事業者側からしても願いです。

○早川委員

今日配られた総務委員会資料では、予定価格事後公表の金額が6千万円に下がっています。そうすると、公契約条例の適用範囲も6千万円に下がらないと、事後公表になれば落札率も下がってきますし、下がった分のしわ寄せが労働者にいく可能性が高いと考えられます。

○契約課長

労働者代表、事業者代表で、ご意見はそれぞれなのだろうと思います。対象範囲の拡大で、それに対する負担があり、しかし労働者の賃金が一番あおりを受けるということであれば、予定価格への反映なのか、もしくは例えば補助金というのでも出ていますが、いくつか組みあせながら考えていかなければならない課題なのだろうと思います。どこか一つだけこうしましょうということではないと思います。冒頭でお話ししたとおり、令和6年度に向けてまとめていきたいと思っています。簡易型のチェックシートの自治体などが、労務台帳以外で賃金の把握を、どのように担保しているのか、目的はそこなので、勉強していきたいと思っています。

○田中委員

総合評価制度が拡大されていくと、価格だけではなく技術点が考慮されていき安いところが必ずとるというようにはなっていないので、事業者側からはいい方向になるのだろうと思っています。

○契約課長

契約制度改革については、今日お配りしたところなので、事後公表の拡大、それによる懸念ということも出てくるのだろうと思います。併せて改革を行う総合評価制度ですが、従来は価格が低ければ点数が高くなりましたが、新しいものはある程度の価格までは点数が上がりますが、それ以上価格が下がると点数も下がるようになっていて、安いことだけを推奨するものではありません。

○田中委員

そうすると、技術点、我々の工事の評価点が大きく左右するというのであれば、評価点自体が客観的に出るようなシステムを考えていただきたいということを繰り返しお願いしているところですが、我々の経験でいうと、担当者と現場代理人の関係によって点数が上がりやすかったり、下がったりします。現場代理人が担当者と厳しくやり取りをすると点数が出ないということを、我々は経験でわかっているのです、そういうところでない部分で、客観的に評価していただくシステムは構築していただきたいと思います。とても難しいことですが。

○契約課長

検証して3年後には改めて考えてみるというところで、団体の方ともお約束はさせていただいて、総合評価についても、やってみて違った評価方法をとすることは出てくると思っています。

○早川委員

公契約条例制定自治体は七十いくつかありますが、適用範囲が一番高いのは川崎です。その次に高いのは足立区なんです。足立区の公契約条例の目的として、区民福祉の向上に寄与するということがあります。その精神に

則り多くの区民に寄与するというので、適用範囲の拡大をお願いしたいと思います。

○小倉副会長

労務台帳の作成が大変だということについて、例えば入力の手簡易化が図られてくれば、多少なりとも改善されるということはあるのでしょうか。

○田中委員

あるでしょうね。

○小倉副会長

同じフォームですべて入力をされていると思うので、そうすると同じような話になってしまうのでしょうか。入力の簡易化、例えば全員の氏名の入力が必要なのか、それとも人数で、同じ職種について何人ということを入れてくれるなど、入力の簡易化ができるようなシステムができ、事業者の工数が少しでも軽減できたら、少しは違うのではないかと、ここ何年間か同じ方法だと聞いていますので。そこにあまり工数はかかっていない、調査の方に時間がかかるということであれば、改善としては少ないかもしれませんが、これだけシステムが進んできている時代なので、入力の工数が軽減されるということも必要なのではないか、それはどちらにとってもいいことだという気がしました。

○田中委員

小倉副会長がおっしゃる方法と、早川委員がおっしゃるような新しいところはこうやっているのだから、そちらにしてしまおうということと、両方から検討していくのがいいですよ。

○小倉副会長

簡易化するのと併せて改善もしていただくと、トータルで改善がされるのではないのでしょうか。このフォームはいらないとか、入力もこの方が簡単だということと抱き合わせて動いていただいて、トータル的に工数が減らせたらいいのではないのでしょうか。必要な情報はきちんともらいたいということがあっても、できるだけシステムティックになっていれば、後で集計するということも簡単にできるように繋げられる気がします。

○契約課長

簡易化なのか省力化なのか、方向性としてどう考えていくのかは、大きなテーマになると思います。もちろんご意見はいただきますし、他自治体の事例、どういうものを使っているのかなど、情報を集めて、それで最低線というのでしょうか、ここまでやれば大丈夫だということを確認できればというのも一つなのかなと思います。研究をしてまいりたいと思います。

○工事契約制度改善担当係長

早川委員のおっしゃるチェックシート型の方が、5千万円くらいまでを対象にしている自治体では多いですし、新しく公契約条例を制定した自治体にも多いです。野田市を初めとする早くから実施している我々のような自治体では、労務台帳のような、一人一人の金額を入れて提出を求める形です。提出回数も足立区は2回ですが、3回のところもあつたりします。傾向としては各委員のおっしゃるとおりです。

○契約課長

足立区はこの形でスタートしてしまっていますので、それを下げるとするのはだめなのかなと思ってしまっていたんですね。こうで

きるのではないかというお話をいただいたのは、新鮮でした。

○田中委員

何度もいってますが、その手前で、本当に必要なのかという議論もしてほしいと思います。

◆議案第5号 令和5年度労働報酬下限額の積算方法等について(案)

【契約課長、工事契約係長が議案について説明】

○村上委員

(委員作成資料を配付し)突っ込んだ議論は第2回審議会ですということですが、意見を述べさせていただきます。一つは業務委託、指定管理の適用範囲ですが、こちらが都内の公契約条例施行自治体の中で突出して狭いということ、この範囲を拡大すべきということです。資料のとおり他自治体の多くが1千万円以上なのに比べ、足立区は9千万円以上と、都内で一番高い金額になっています。二つ目は、業務委託等労働者の令和5年度下限額についてですが、1,111円+αから1,125円の間を金額とすることを強く求めます。

理由等について5点記載しています。1点目ですが、足立区公契約条例の目的を達するための最重要の要因になります。条例の目的は、安全かつ良質な事務、事業の執行を確保することにより、地域経済の活性化と区民福祉の向上に寄与することでありますが、条例に基づき労働報酬下限額の支払いを義務付け、その効果により、これらの目的を達しようとするものです。つまり、足立区労働報酬下限額と東京都最低賃金額との差額、また、下限額と足立区内の民間賃金との差額が、条

例の目的を達する効果を生む最重要の要因と
考えております。

2点目として、下限額と最賃の差額を算
出、この額が条例の目的を達する効果であ
り、令和5年度もその効果を維持するため
には、差額の水準も維持する必要があるとい
うことです。令和4年4月から9月における下
限額と最賃の差額は、1,094円－1,0
41円で53円です。令和5年度も、この差
額を維持するには、少なくとも下限額を、令
和4年10月以降の最賃の1,072円＋5
3円の1,125円にする必要があります。

3点目として、最賃割れの回避ということ
です。来年度の最賃の引き上げでは、東京都
と神奈川県は1,100円を超えるというこ
とが予想されています。そうすると令和4年
10月からの1,072円に今年度の引き上
げ額31円をプラスすると、1,103円と
なります。そうすると令和5年度に最賃割れ
しないようにするには、下限額を1,103
円以上にしなければなりませんということ
で、よろしく願いいたします。ただし、
1,103円では条例の効果がゼロになっ
てしまいますので、同額にすべきではないと書
かせていただいております。

4点目として、下限額と民間賃金との差額
です。下限額が民間賃金平均額を上回ると、
その差額により、公共サービスを担う民間人
材の確保と労働の質向上、労働者の所得改善
や民間賃金水準の維持・向上など、条例目的
に対する効果が期待できます。反対に、下限
額が民間賃金平均額を下回ると、上記のこ
とに悪影響を及ぼし、条例目的に対する効果が
低下するということとなります。今年の9月
8日にハローワーク足立で調べまして、一般
事務の採用時給平均額が1,111円となっ
ておりましたので、1,111円以上で願
いしたいと思います。

5点目として、安全・良質な公共サービ
スを確保する勘案基準の見直しということで、
これまで足立区の公契約条例では、会計年度
任用職員給与を勘案しておりますが、これ
を区職員給与を勘案すべきということです。都
内の条例施行区で、中野区、北区、葛飾区
を除いた8区のうち、渋谷区、千代田区、世
田谷区、新宿区の4区が区職員給与を勘案
しております。参考として、特別区高卒初任給
を時給換算したものを載せておまして、こ
れは1,125円です。

○契約課長

こちらについては、労働報酬下限額につ
いて諮問させていただいて最初の会です
ので、まずは、私どもも内容をよく見さ
せていただきまして、次の回でご議論
いただければと思います。

○田中委員

この資料の一覧表は、東京都で実施
しているすべての自治体のものでは
ないですか。

○村上委員

そうです。ただし、葛飾区だけは
理念条例のため除いております。

○田中委員

国発注や東京都発注の契約に関
して、こうした動きはあるのですか。

○早川委員

東京土建も全建総連も、公契約
条例ではなく公契約法の制定を呼
び掛けていて、東京都に対しても
東京都自身で条例を作るように
と、東京都が作っているのでは
ないかと、他の23区もそれに
倣って、条例が広がるだろう
ということもあります。

○田中委員

都には長く求めているのでは……

○早川委員

なかなか難しいです。全国的には公契約条例は広がる傾向にあります。直近では、台東区で制定の動きがあると聞いています。その中で、やはり足立区の委託9千万円以上というのは突出しすぎですね。23区の平均は1千5百万円程度だと思います。公契約条例の理念から考えると、もっと下げた方がいいと思います、特に委託に関しては。行政側の事務作業量もあるのですが。

○契約課長

それは、後からついてくるものですから、決まればそれに合わせた体制をとっていくということです。その前提として、今は全件をチェックしていますが、何年かごとにするなどの形になれば、行政としてもそれほど大変にはならないでしょうね。

○村上委員

チェックするのを何年かごとにするという形もあるでしょうが、チェックシートのところでも、労働者から下限額未満との申し出があれば、台帳確認ということになるのではないのでしょうか。

○契約課長

きちんと支払われているかをどうやって確認するか、そして確認するタイミング、適当な間隔はどれくらいなのかなど、何年も動かしていないので一度きちんと整理をし、素材を広く集めて、いいところは取り入れながら、いい方向に向かうよう区は動き出したところです。そして、そのための審議会と考え

ています。区が事務的にやり切れないからという考えは、基本的に持ち合わせておりません。決まれば、そのための対応をするということです。

○渡部会長

下限額の議論については、次回ということでもよろしいでしょうか。

○契約課長

本日はこうして素材もいただきましたし、次回に向けて確認しなければいけないこともありますので、次回にということをお願いいたします。

—全委員了承—

○渡部会長

その他、何かご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

○早川委員

相模原市でも公契約条例が制定されていますが、相模原市の地域の労働者代表と意見交換する場がありまして、年に2回ほど公契約条例適用の工事現場に出向いて、所長からヒアリングをしているということです。ヒアリングすることにより現場実態がよく見えてくるから、審議会での議論が深まるという話をしておりました。一度、現場に行けば、現場のことがわかるし、現場代理人と話をすれば労務台帳の大変さについても聞けるし、労働者と直接話をすればリアルな声が聞けると思っています。私も年に1～2回現場に行つて話をしたいと考えています。その際に、東京土建の早川と名乗っても相手にされませんので、労働報酬審議会労働者代表の早川という名刺を作っていただきたい。そうすれば、現場の

方も多少は話をしてくれるのではないかと思います。可能であれば、そうした名刺を作っていたきたいです。無理であれば、いま私が持っている名刺の裏にでも、そうした記載を自分でしょうかと思うのですがいかがでしょうか。

○契約課長

区の職員でも自前で名刺を作っていますので、まず作れるのかということが一つ。そして、ご自身で刷り込みをとということについてですが、フリーにとということにはならないと思いますので、確認をさせていただきたいと思います。そうした名刺を使って活動するというには制限がかかるのだらうと推測されますので、その辺も含めて確認させてください。

○渡部会長

本日の質疑はここまでということによろしいでしょうか。

ー全委員了承ー

○渡部会長

事務局から連絡事項があればお願いします。

【契約課長が次回日程について調整、12月14日開催と決定】

【本日の議事録は事務局で作成し、各委員に送付、委員の内容確認後、区長に提出することを確認】